

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、安全なまちづくりの一層の実現に向けて、犯罪抑止及び地域の防犯力の向上を図るため、防犯カメラの維持管理費について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、防犯カメラを維持管理する団体であって、防犯カメラの保守点検（機器が正常に稼働し、期待する効果が得られる状態にあるかを確認し、正常な稼働に必要な調整をする作業をいい、補助対象団体自ら行うものを除く。以下同じ。）を実施する次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 春日井市区町内会助成金交付要綱（平成4年4月1日施行）に基づく助成を受けている区、町内会又は自治会
- (2) その他市長が認める団体

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付対象となる防犯カメラの要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、主に道路、公園、その他不特定多数の者が利用又は通行する場所や駐車場を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えていること。
- (2) 設置後（移設した場合は当初の場所への設置後）1年以上が経過していること。
- (3) 団体において運用要領を策定していること。

- (4) 撮影対象区域内の住民等の同意を得て設置されていること。
- (5) 設置場所を借用等している場合には地権者の同意や許可を得ていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの維持管理費（保守点検費、電気代、使用料等の維持費及び修繕費をいい、防犯カメラ本体の取替費及び移設工事に要する費用を除く。）のうち、保守点検費（当該年度に係る経費に限る。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、上限額は、前条の防犯カメラの台数に5,000円を乗じて得た額とする。

2 同一の団体に対する補助金の交付は、年度内1回限りとする。

(交付の申請等)

第6条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、春日井市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成25年4月1日施行）に基づく補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ及び前年度までに維持管理費補助金の交付を受けて保守点検を実施した防犯カメラ（各補助金の交付後に当該防犯カメラを移設した場合を除く。）については、第5号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

- (1) 保守点検に係る領収書及び明細書等の写し
- (2) 保守点検結果が分かる書類の写し
- (3) 保守点検を行った防犯カメラの設置場所が分かるもの（防犯カメラを移設した場合は、移設前の場所が分かるものを含む。）
- (4) 前年度中に新規に設置した防犯カメラについては、工事完了報告の写し等設置年月日の分かるもの

- (5) 保守点検を行った防犯カメラの設置状況がわかる現況写真
- (6) 保守点検を行った防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (7) 団体において策定した防犯カメラの運用要領
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請及び請求は、申請団体の代表者が行うものとする。
- 3 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の3月末日とする。
- 4 規則第9条の規定による実績報告は、第1項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。この場合において、一定の継続的な期間を定めた保守契約等を締結している場合の契約期間の満了前における実績報告については、点検の実施後その費用を支払った時点のものによる。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は春日井市防犯カメラ維持管理費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請団体に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げのできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、返還をさせることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請書類に虚偽の事実を記載したとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

団体名

役職名

氏名

住所

電話番号

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付申請書兼請求書

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 円
2 補助金の対象となる防犯カメラの台数 台

以下を確認しを記入してください。

- 申請する防犯カメラの設置時には、撮影範囲に入る住民から設置の同意を得ています。
 申請する防犯カメラの設置場所を借用等している場合、地権者の許可を得ています。

請求額 円

金融機関		預金種別	口座番号	
			フリガナ	
			口座名義人	

別紙（第1号様式）

保守点検実施報告書

団体名

1 防犯カメラ保守点検実施台数

設置 年度	実施 年月日	所在地	設置場所	防犯カメラ設 置事業補助金 交付の有無	台数
					台
					台
					台
				合 計	台

2 保守点検に要した経費（補助対象経費）

円

（別紙領収書・明細書のとおり）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

団体名

役職

氏名

様

春日井市長

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ維持管理費補助金については、春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定します

補助金交付決定額

円

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

団体名

役職

氏名

様

春日井市長

春日井市防犯カメラ維持管理費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ維持管理費補助金については、次の理由により不交付と決定しましたので、春日井市防犯カメラ維持管理費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します

1 交付申請額 円

2 不交付の理由